

仕様書

品名	輸液ポンプ				
数量	30台				
納入場所	市立秋田総合病院 臨床工学センター				
納入期限	令和7年2月28日				
規格	メーカー	ノーリツプレシジョン(株)			
	内 訳	No	名 称	型 式	数量
		1	セーフテック輸液ポンプ2	FP-N17-NS	30
	・各装置現地設置・試運転調整費				
	・設置調整に必要な諸費用一式				
1 設置条件					
(1)	納入する物件は未使用のものとし、稼働が可能な状態で引き渡すこと。				
(2)	機器設置に係る対応（重機・櫓等）をはじめ、搬入・据付・配線・調整費の全ての費用を含むこと。				
(3)	搬入・据付・一次側工事で用意されている配管等への接続・調整に関する全ての費用（作業費・部材費等）を含めること。				
(4)	本仕様書の機器が正常稼働するために市立秋田総合病院（以下「当院」という）が用意する一次側設備（電源・空調・給排水等）以外に工事・設置調整が必要となる場合は、受注業者の負担として本入札金額の範囲内で整備対応すること。				
(5)	装置の搬入は、当院と詳細を打合せの上、搬入計画を速やかに提出し、その内容について了承を得てから実施すること。				
(6)	機器設置に伴う関連工事を行う場合は、必要に応じて供給者側（受注業者側）で養生等を用意し、一次側設備等の破損の無いようにすること。				
(7)	装置の現場内設置から稼働開始日（検収日）までの養生管理、またはそれに伴う保険等は受注業者の負担で行うこと。				
(8)	建物等を破損した場合は、当院担当者に報告の上速やかに補修すること。				
(9)	据付時の壁貫通周囲や機器取付部と病院躯体との取り合い部分等は、病院建設工事に準じた仕上げとすること。				
(10)	受注業者は納品前に現地下見を当院担当者立ち会いのもと行い、一次側設備に不足がないことを確認し、不足があった場合には速やかにその旨を当院担当者に報告すること。				
(11)	医療機器納品完了届添付資料（写真およびシリアルナンバー一覧）を提出すること。				
2 サポート・障害支援体制					
(1)	機器取扱（運用および保守）に関しては、担当する職員等が技術を習得するまで十分教育訓練を行うこと。				

(2)	納入後一定期間は、機器稼働時に技術者を派遣立会いさせ、機器の稼働性能を確認するとともに病院医療職の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は状況により、病院担当者と協議すること。
(3)	障害発生時に当院からの電話連絡が直ぐに受け付けられる体制が整っていること。
(4)	納入後の故障等に対しては、迅速な修復が可能な体制を有すること。
(5)	無償保証期間における保守内容は以下の通りとすること。
ア	無償保証期間は、装置の稼働開始日（検収日）から1年間とする。
イ	無償保証期間中における定期点検費・人件費・作業費・出張費・修理部品費等、全ての費用を無償とすること。ただし、消耗品や事務用品を除くものとする。
(6)	入札以降、納入までの間に新機種開発によりモデルチェンジまたは機能増強され、当院が把握していた機能や設置条件等に変更が生じる可能性がある場合、速やかにその事由を当院に報告し、当院との協議に応じること。
(7)	入札以降、納入までの間に新機種開発によりモデルチェンジまたは機能増強され、当院が把握していた機能や設置条件等に変更が生じた場合は、当院と協議し最新の製品を納入すること。
3 操作説明	
(1)	取扱説明に関する教育訓練は、当院が指定する日時、場所で行うこと。
(2)	通常の取扱説明書のほかに、簡易操作マニュアルを添付すること。
(3)	取扱説明書および添付文書は日本語版とする（部数は別途指示）。
4 必要な資格等	
(1)	関連する法令を遵守すること。
(2)	物件の販売等に必要な免許、資格等を有していること。
5 その他	
(1)	その他仕様書に記載のない事項については、適宜、当院との協議に応ずること。